

北九州市公告第220号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年4月1日 第744207号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
都市計画道路3・3・207号城野駅南口線	城野駅南口線（駅前広場）街路事業	56.10	90.00	北九州市小倉南区城野一丁目86番6	北九州市小倉南区城野一丁目87番2

北九州市公告第221号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を、次のとおり廃止した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

- 1 廃止年月日及び廃止番号  
平成25年4月1日 第2号
- 2 申請者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市長 北橋健治
- 3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区折尾一丁目13 71番1ほか3筆	2.00	27.00
北九州市八幡西区折尾一丁目15 25番1ほか2筆	3.50	31.00

北九州市公告第222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路区域を、次のとおり変更する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成14年5月15日 第3号

2 路線名

路線名	事業名		幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
市道長尾36号線	道路改築事業	変更前	14.00～ 27.00	66.20	北九州市小倉南区長尾六丁目433番1地先	北九州市小倉南区長行東三丁目163番10地先
市道長尾36号線	道路改築事業	変更後	13.90～ 18.40	61.30	北九州市小倉南区長尾六丁目441番2地先	北九州市小倉南区長行東三丁目163番10地先

北九州市公告第 2 2 3 号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を平成 2 5 年度において行うため、規則第 3 条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 物品等又は役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 印鑑証明書

エ 使用印鑑届

オ 誓約書

カ 委任状

キ 北九州市税に係る納税証明書

ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ケ 営業に関する許認可証の写し

コ 契約実績経歴書

サ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

シ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成26年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年6月に平成26・27年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市契約室管理課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市契約室管理課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

北九州市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
公益社団法人北九州市観光協会	北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業及び工業用水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 三井住友 銀行	北九州支店	北九州市小倉北区魚町 一丁目5番16号	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで

北九州市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 みずほ銀行	北九州支店	北九州市小倉北区京町 一丁目4番17号	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで

北九州市上下水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業及び工業用水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	取扱開始年月日
株式会社 ANZロイ ヤル銀行	クラモンサー 支店	カンボジア国プノン ペン市3区67番通 りクラモンサー20	平成24年6月1日

北九州市上下水道局公告第20号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条の規定において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成25年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (6) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

## 3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前

9時から午後5時まで

#### 4 申請の受付方法

##### (1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

##### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ ほ装工事関係機械調書

タ 社会的責任・社会貢献関係資料

チ 北九州市税に係る納税証明書

ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

テ 労働保険料納入証明書

ト 労働保険加入対象外届出書

ナ 誓約書

##### (3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

#### 5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成25年1月1日

#### 6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成27年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

北九州市上下水道局公告第21号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条の規定において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成25年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定

による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を  
経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その  
他の使用人として使用した者

- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 申請業務に関する登録等の証明書

エ 申請業務に関する調書（その1）

オ 申請業務に関する調書（その2）

カ 申請業務に関する調書（その3）

キ 使用印鑑届

ク 委任状

ケ 印鑑証明書

コ 業務経歴書

サ 技術者経歴書

シ 北九州市内事業所等調書

ス 北九州市税に係る納税証明書

セ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ソ 誓約書

- (3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成26年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年6月に平成26・27年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

北九州市上下水道局公告第22号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条の規定において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を平成25年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 物品等又は役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

### 3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 印鑑証明書

エ 使用印鑑届

オ 誓約書

カ 委任状

キ 北九州市税に係る納税証明書

ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ケ 営業に関する許認可証の写し

コ 契約実績経歴書

サ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

シ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成26年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年6月に平成26・27年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州上下水道局総務経営部経営企画課  
北九州市小倉北区大手町1番1号  
電話 093-582-3137

北九州市病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北九州市立病院における使用料及び手数料の収納及び徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市病院局長 江本均

受託者		委託業務内容	病院名	委託期間
氏名	住所			
太平ビルサービス株式会社 北九州支店長 宮 弘之	北九州市小倉 北区堺町一丁目6番15号	駐車場の料金 収納	市立医療センター	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
岡崎建工株式会社 代表取締役 岡崎 毅	北九州市小倉 北区下到津五丁目9番22号	駐車場の料金 収納	市立八幡病院	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
株式会社メディカル・プラネット 九州支社長 大倉和人	北九州市小倉 北区堺町一丁目3番15号	患者の料金 収納	市立医療センター 市立八幡病院	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
特定医療法人 茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁目5番2号	患者の手数料 徴収	市立門司病院	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで